



福祉施設版

NEWS LETTER

2016 年 2 月号

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿3-7-33ミツワバイナリー502
TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474

平成 28 年度税制改正 福祉施設編



平成 28 年度税制改正大綱から、福祉施設関連項目に注目します。公益法人等課税のあり方については、引き続き検討課題となっています。

サ高住の割増償却、引下げかつ延長

サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却制度は、割増償却率を現行の 14% から 10% に（耐用年数 35 年以上は現行 20% → 14% に）引き下げた上、期限が 1 年間延長されました。

社会福祉法人等へ寄附、特別控除を緩和

個人寄附に係る税額控除が認められている社会福祉法人等について、小規模法人に配慮し、税額控除の対象となるための必要寄附者数の要件が事業規模に応じて緩和され、年平均の判定基準寄附者数により判定する「パブリック・サポート・テスト」の絶対値要件が、各事業年度の公益目的事業費用等の額の合計額が 1 億円に満たない公益法人等については、「その公益目的事業費用等の額の合計額を 1 億で除した数に 100 を乗じた数（最低 10 人）以上」かつ「その判定基準寄附者に係る寄附金の額の年平均の金額が 30 万円以上」に変わります。

学資に充てるための金品の非課税所得

「学費に充てるため給付される金品」のうち、「給与その他対価の性質を有するもの」には所得税がかかります。しかし平成 28 年 4 月 1 日以後は、役員や特殊関係者等に給付されるもの

を除き、「給与所得を有する者がその使用者から通常の給与に加算して受けるもの」について所得税がかからないこととなります。

消費貸借契約に係る印紙税の非課税

高等学校、大学等の経済的理由による修学困難者に対して無利息その他一定の条件で行われる学資金の貸付（文科大臣の確認を受けたものに限り）に係る消費貸借契約書で、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日に作成されたものは、印紙税が非課税となります。

通勤手当の上限引上げ

平成 28 年 1 月 1 日以後に受けるべき通勤手当について、非課税限度額が月額 10 万円から月額 15 万円に引上げとなります。

法改正を前提とした非課税措置

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の改正を前提に、改正後の障害福祉サービス事業等について、社会福祉法人が当該事業用に取得する不動産の所有権移転登記等に対する登録免許税が非課税となる他、消費税も非課税となります。

福祉介護関連職種の賃金データ

賃金に関するデータは関心の高い情報のひとつです。ここでは、厚生労働省の最新統計データ※から、福祉介護関連職種の一般労働者と短時間労働者の賃金データをご紹介します。

一般労働者

きまって支給する現金給与額は、男性では理学療法士、作業療法士が 30 万円台ですが、その他は 20 万円台となっています。女性は調理士が 20 万円に届きませんでした、その他は 20 万円台になりました。

年間賞与その他特別給与額では、男性は 19 万～65 万円まで金額の開きが大きくなっています。女性は 25 万～59 万円台の幅で、男性より金額の開きが小さくなりました。

短時間労働者

1 時間あたり所定内給与額は、男性では理学療法士、作業療法士が 3,000 円を超え、突出した金額になりました。女性も理学療法士、作業療法士が 1,800 円程度で他の職種に比べ高くなっていますが、男性ほど金額の開きはみられません。

年間賞与その他特別給与額は、一般労働者よりも少なく、男女とも 10 万円未満の職種が多くみられます。

職種別一般労働者と短時間労働者の平均賃金

一般労働者	年齢 (歳)		勤続年数 (年)		きまって支給する現金給与額 (千円)		年間賞与その他特別給与額 (千円)	
	男	女	男	女	男	女	男	女
理学療法士、作業療法士	36.4	35.8	5.6	5.3	319.6	277.7	524.9	509.5
栄養士	36.5	35.4	9.4	7.0	259.6	215.7	583.0	547.5
保育士 (保母・保父)	32.5	35.0	6.6	8.2	242.8	213.3	656.6	597.7
介護支援専門員 (ケアマネージャー)	42.6	49.7	8.0	8.2	278.2	256.3	607.9	486.2
ホームヘルパー	40.8	47.9	4.0	5.3	246.6	213.8	230.4	250.8
福祉施設介護員	37.5	42.2	5.7	5.7	236.0	210.5	505.9	424.0
調理士	43.3	47.5	8.8	9.7	281.7	189.3	190.4	376.2
短時間労働者	年齢 (歳)		勤続年数 (年)		1時間あたり所定内給与額 (円)		年間賞与その他特別給与額 (千円)	
	男	女	男	女	男	女	男	女
理学療法士、作業療法士	43.1	39.3	4.4	3.9	3,382	1,815	8.4	43.1
栄養士	56.0	47.2	2.0	4.7	1,742	1,232	161.2	24.5
保育士 (保母・保父)	63.1	45.1	34.7	5.6	1,841	975	2.5	75.7
介護支援専門員 (ケアマネージャー)	50.8	57.8	6.0	5.1	1,828	1,354	356.3	154.4
ホームヘルパー	50.9	53.7	4.5	5.5	1,523	1,262	24.2	32.2
福祉施設介護員	51.8	49.0	3.9	4.2	1,239	987	56.6	58.9
調理士	38.5	52.8	3.5	6.1	998	874	8.8	35.8

厚生労働省「平成26年賃金構造基本統計調査」より作成

賃金は業種を問わず、従業員が不満に感じやすい部分です。事業者としては、こうした数字も参考にしつつ、できる限り納得感が得られるようにしていくことが大切でしょう。

※厚生労働省「平成 26 年賃金構造基本統計調査」

日本標準産業分類 (平成 19 年 11 月改定) に基づく 16 大産業に属する、全国の 5 人以上の常用労働者を雇用する民営事業所などから一定の方法で抽出した 78,201 事業所を対象に、26 年 6 月分の賃金等 (賞与、期末手当等特別給与額は 25 年 1 年間) について、26 年 7 月に行われ 27 年 2 月に公表された調査です。短時間労働者とは 1 日の所定労働時間が一般の労働者よりも短いまたは 1 日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも 1 週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいいます。また、ここで紹介したデータは、10～99 人規模の事業所のものです。詳細は、次の URL のページからご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2014/index.html>

福祉施設でみられる 人事労務Q & A



『離職理由を事業主都合にして欲しいと要望する退職者の対応』



自己都合で退職する予定の職員から雇用保険の手続きにあたって「離職理由を事業主都合の解雇として欲しい」という要望を受けました。事業主都合の離職であればすぐに雇用保険が受給できるようで、これまで長年貢献してくれた職員であるものの、要望を受け入れてよいのか判断ができません。問題ないでしょうか？



事実と異なる離職理由による雇用保険の手続きは違法行為です。よかれと思って対応したことが失業給付の不正受給に加担をしてしまい、トラブルに巻き込まれることもあり、協力すべきではありません。

詳細解説：

職員が退職すると、これまでの就業形態や雇用期間にもよりますが、雇用保険の給付を受けることができます。この給付は、自己都合による退職と事業主都合による退職とでは、その給付額が大きく異なるケースもあり、かつ、受給開始時期も変わってきます。よって、ご質問のように自己都合退職であるものの事業主都合による退職（＝解雇）として手続きをして欲しい、という申し出がなされることがあります。



手続き的には、基本的に離職票といわれる書類に「自己都合退職」ではなく、「事業主都合による退職」と記載してハローワークに提出するだけです。困難な手続きでもなく簡単に届出ができてしまいます。しかしながら、離職理由を事実と異なった内容で届出をすることは、虚偽の届出となり、雇用保険法第83条において、6ヵ月以下の懲役または30万円以下の罰金といった処罰が設けられて

います。また、虚偽の届出によって失業給付を受給すれば、不正受給ということになりますので、刑法の詐欺行為にも該当します。当然ながら、その詐欺行為に加担をした事業主も連帯して処罰を受けることとなりますので、届出事務にあたっての事業主の責任は重大です。

更には、厚生労働省管轄の助成金の多くは「申請の前後6ヵ月間に解雇等がないこと」を条件に挙げていますので、後々、受給できる可能性がある助成金を申請しようとしても受給できなくなることがあります。つまり、よかれと思って本人の要望を受け入れたことが、刑法の詐欺罪に加担し、かつ本来受給できる可能性のある助成金が受給できなくなる等の結果となり、問題は山積みです。

以上から、事業主としては、本人にどのような背景があろうとも、雇用保険の届出にあたっては、正しく届出をしなければならないことは言うまでもありません。

事例で学ぶ 4 コマ劇場

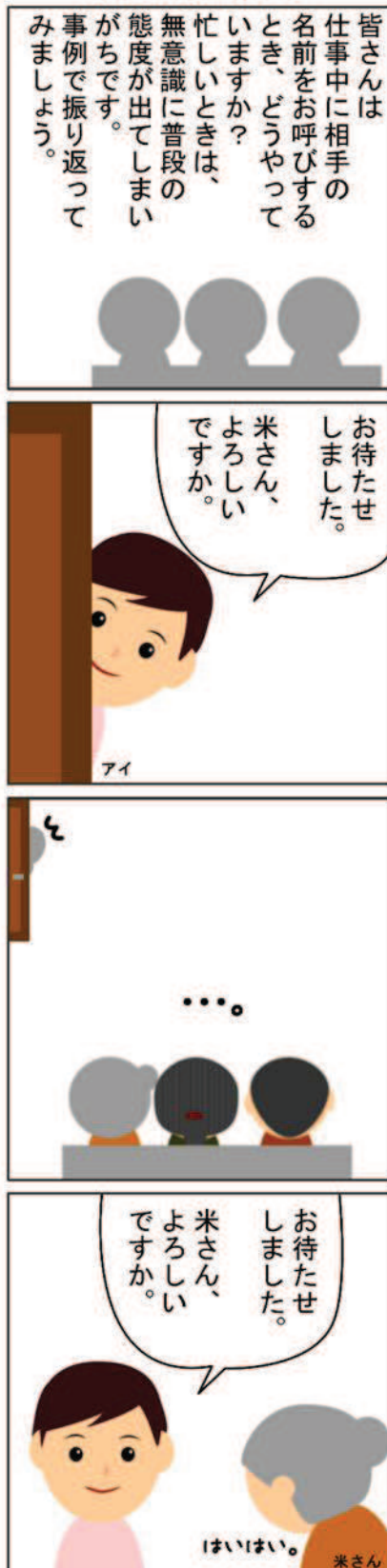
今月の接遇ワンポイント情報

『お呼びするとき』



ワンポイントアドバイス

お呼びするとき



どちらの福祉施設においても、【利用者様への呼びかけ】は随所にみられます。

各施設によって、または各個人によって呼びかけ方は様々です。そこには、人それぞれの態度能力があります。

アイさんの場合、はじめは扉から顔だけを出してお呼びしていました。一方で呼びかけられた“米さん”は、気づかなかったようです。

それに気づいたアイさんは、“米さん”の元へ出向き、もう一度呼びかけました。そこでようやく気づいてもらえたようです。

福祉施設には、高齢者や障がい者の方が多く利用されています。このような方の立場であったと想像してみましょう。どのような動きをすると、自分を大切に接してもらっていると感じますか？

忙しく仕事に熱中すると、無意識に普段の態度が出てしまいがちです。

中には、目も合わせず呼びかける言葉だけ発したり、仕事や用事をしながら呼びかけたり、利用者様には、不自然で横柄にみえる場合もあります。

忙しくて業務中心になり自分を優先させてしまうか、利用者様中心に考えて近くに歩み寄るか、『お呼びする』たった1つだけでも、明らかに態度が異なります。

● ロールプレイングのおすすめ ●

一度、利用者様の視点でイスに座り、他のスタッフに様々な呼び出し方をしてもらって感じてみましょう。あなたの感じる心が対応の感性へと繋がります。